

## ○群馬県指定構造計算適合性判定機関委任要綱

|      |                |
|------|----------------|
| 制定施行 | 平成27年 6 月 1 日  |
| 改正施行 | 平成29年 6 月 1 日  |
| 改正施行 | 平成30年 6 月 1 日  |
| 改正施行 | 令和元年 7 月 1 日   |
| 改正施行 | 令和 2 年 4 月 1 日 |
| 改正施行 | 令和 7 年 4 月 1 日 |

### (趣旨)

**第 1 条** 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の 2 第 1 項の規定に基づき、群馬県知事（以下「知事」という。）が法第 6 条の 3 第 1 項及び第18条第 5 項に規定する構造計算適合性判定（以下「判定」という。）を行わせること（以下「委任」という。）とする指定構造計算適合性判定機関（以下「機関」という。）に係る要件その他必要な事項については、この要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

**第 2 条** この要綱において使用する用語の定義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）及び指定構造計算適合性判定機関指定準則（平成27年国住指第4540号。以下「準則」という。）において使用する用語の例による。

### (委任区分)

**第 3 条** 削除

### (委任要件)

**第 4 条** 法第18条の 2 第 1 項の規定に基づき知事の委任を受けようとする者は、次に掲げる要件に適合するものとする。

- 一 法第18条の 2 第 1 項の規定による指定を受け、かつ、判定を要する全ての建築物に対する判定を行う機関であること。
- 二 機関は群馬県全域を業務区域とすること。
- 三 判定に係る手数料の額は、判定に要する費用の実態に照らし、適切に定めること。
- 四 法第18条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される法第 6 条の 3 第 3 項及び法第18条第 7 項に規定する専門的な識見を有する者を選任していること。
- 五 その他法、政令、規則、機関省令及び準則に定める指定構造計算適合性判定機関及び判定の業務に係る規定に適合していること。

### (委任の申請)

**第 5 条** 法第18条の 2 第 1 項の規定に基づき知事の委任を受けようとする者は、知事に、指定構

造計算適合性判定機関委任申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類（第二号及び第三号に掲げる書類にあっては、知事が必要と認めた場合に限る。）を添えて、これを提出しなければならない。

- 一 法第18条の2第1項の規定による指定構造計算適合性判定機関指定書の写し
- 二 前号の指定に要した機関省令第31条の3に規定する指定申請書及びその添付書類の写し
- 三 法第77条の35の12第1項に規定する構造計算適合性判定業務規定
- 四 判定の業務を行う事務所の所在地を記載した書類
- 五 第4条第3号に規定する手数料の額を示した書類
- 六 第4条第4号に規定する専門的な識見を有する者の選任に関する書類
- 七 その他知事が必要と認める書類

#### （委任の通知）

**第6条** 知事は、前条の規定による申請を受けた場合において、法第18条の2第1項の規定に基づき判定を委任する場合には、当該申請者に委任通知書（別記様式第2号）を通知するものとする。

**2** 法第77条の35の8第1項の規定に基づく委任の公示は群馬県ホームページに掲載して行うものとする。

#### （変更の届出）

**第7条** 前条第1項の規定に基づき委任された機関は、第5条第五号又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、指定構造計算適合性判定機関委任申請事項変更届出書（別記様式第3号）により知事に届け出なければならない。

#### （委任の解除）

**第8条** 第6条第1項の規定に基づき委任された機関が次の各号のいずれかに該当する場合、知事は、その委任を解除することができる。

- 一 第4条に掲げる委任の要件に適合しないことが判明した場合
- 二 法第77条の35の19第2項の規定により判定の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合
- 三 知事の委任機関として不適切な処分を実施した場合
- 四 知事の委任機関から、指定構造計算適合性判定機関委任解除申請書（別記様式4号）の提出があり、知事がやむを得ないと認めた場合

**2** 前項の規定に基づき、知事が委任を解除した場合は、当該申請者に委任解除通知書（別記様式第5号）を通知するものとする。

**3** 法第77条の35の20第2項の規定に基づく委任の公示は群馬県ホームページに掲載して行うものとする。

#### （委任の特例）

**第9条** 削除

**(委任の更新)**

**第10条** 第6条第1項の規定により委任を受けた者が法第77条の35の7の規定に基づく指定の更新を受けた場合は、法第18条の2第1項の規定に基づく知事の委任について更新されたものとみなす。

**(その他)**

**第11条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は県土整備部建築課長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

**附 則** (平成29年1月27日)

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

**附 則** (平成30年5月31日)

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

**附 則** (令和元年6月28日)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

**附 則** (令和2年3月27日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則** (令和7年1月14日)

**(施行期日)**

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

**(準備行為)**

- 2 法第18条の2第1項の規定に基づき知事の委任を受けようとする者は、この要綱の施行日前においても、改正後の群馬県指定構造計算適合性判定機関委任要綱（以下「新要綱」という。）第5条の規定に基づき、知事に委任の申請を行うことができる。
- 3 知事は、前項の規定による申請を受けた場合において、法第18条の2第1項の規定に基づき判定を委任する場合には、新要綱第6条の規定に基づき、委任の通知をするものとする。
- 4 この要綱の公布の際に有効な法第18条の2第1項の規定に基づく知事の委任については、令和7年3月31日限りをもって失効する。

**附 則** (令和7年2月14日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則** (令和7年3月17日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

指定構造計算適合性判定機関委任申請書

年 月 日

群馬県知事 あて

申請者の住所

申請者の名称

代表者の氏名

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定に基づき、群馬県知事が行う構造計算適合性判定について委任を受けたいので、群馬県指定構造計算適合性判定機関委任要綱第5条の規定により申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
2. 法第18条の2第1項の規定による指定者、指定年月日及び指定番号
3. 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地
4. 群馬県知事が委任する構造計算適合性判定の業務を開始しようとする年月日

## 機 関 名

- 記

指定構造計算適合性判定機関委任申請事項変更届出書

年 月 日

群馬県知事 あて

届出者の住所

届出者の名称

代表者の氏名

群馬県指定構造計算適合性判定機関委任要綱第5条第五号又は第六号に掲げる事項を変更するので、同要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。この届出書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 委任番号
2. 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
3. 変更しようとする事項及びその内容
4. 変更しようとする年月日
5. 変更の理由

指定構造計算適合性判定機関委任解除申請書

年 月 日

群馬県知事 あて

申請者の住所

申請者の名称

代表者の氏名

群馬県知事から、構造計算適合性判定の委任の解除を受けたいので、群馬県指定構造計算適合性判定機関委任要綱第8条第1項第3号の規定により申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 委任番号
2. 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
3. 委任を解除しようとする構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地
4. 構造計算適合性判定の業務を解除しようとする年月日
5. 委任解除の申請理由

## 機 関 名

記

1. 委任番号
2. 委任を解除する指定構造計算適合性判定機関の名称
3. 委任を解除する指定構造計算適合性判定機関の住所
4. その他必要とする事項